

鳥獣捕獲申請にあたっての注意点

必ずお読み下さい

(問合せ先)

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市中区三の丸三丁目 1-1

名古屋市役所西庁舎 5F

Tel 972-2499 Fax 972-4141

はじめに

いわゆる「有害鳥獣駆除」は、野生鳥獣が生活環境を悪化させる場合や農林水産物などに被害を与える場合に、防鳥網・防護柵の設置、忌避剤・器具の使用、追い払い等、捕獲以外の方法では被害を防止できないときに、原則として禁止されている野生鳥獣の捕獲等を、例外として許可を受けて捕獲等を行うことができる制度です。

限定された59種の野生鳥獣が捕獲申請の対象となりますが、カワラバト(ドバト)・ハシボソガラス・ハシブトガラス・ヌートリア・アライグマ等、生息数が多く被害の大きな種以外の鳥獣については環境保全・健全な生息数維持等の観点から慎重な取扱いが求められています。

許可を受けて捕獲等を実施される方は許可証記載事項を遵守するとともに、動物愛護法などにも留意し、捕獲実施から捕獲後の鳥獣の処置まで、自らの責任で行なっていただくこととなります。

以下に申請者の管理地内での許可申請をするときの申請書記入上の留意点を
お示しします。なお、名古屋市長あての鳥獣捕獲許可申請手数料は無料です。

(申請書は、名古屋市緑政土木局都市農業課でお渡しします。)

1 申請者

必ず、捕獲等を実際に行なう人の住所・氏名(捺印)・生年月日・職業を記入してください。なお、捕獲を他人に依頼する場合は依頼書を、複数で捕獲を行う場合は、申請者(従事者)名簿を所定の様式により、別途作成ください。許可を受けた人以外の人に委託・代行させることはできません。

2 (1) 捕獲等をしようとする鳥獣・・・欄

捕獲しようとする鳥獣の数は、被害を防止するための必要最小限の頭(羽)数としてください。

(2) 目的

特に変更記入しなくてかまいません。通常の有害鳥獣捕獲はすべて「対処捕獲」の扱いとなります。「予察捕獲」とは長期的な計画のもと、捕獲によって当該鳥獣の生息数自体を調整していく場合のことをいいます。

(3) 期間

捕獲等を実施したい期間(最長 60 日まで)を記入してください。なお、事務手続きに 1 週間程度が必要となります。

(4) 区域

捕獲等を実施する場所の所在地を記入してください。

(5) 捕獲後の処置

埋却・焼却等、捕獲した鳥獣が被害発生を繰り返さない処置方法を記入してください。

(6) 空欄のままで結構です

(7) 方法(銃器を使用しない場合)

捕獲箱・手取り等、捕獲方法を記入してください。

狩猟免許の対象になる猟具を使用するときは狩猟免許が必要になることがあります。なお、名古屋市内は全域銃猟禁止区域です。

(8) 有れば、記入してください。

(9) 記入例を参考に、生息状況を記入してください。

(10) 記入例を参考に、被害の実情を記入してください。

生活環境悪化の場合には、金額の算定は必要ではありません。

(11) 表面申請者と同じ住所・氏名(捺印)・職業を記入してください。

なお、依頼者と申請者(捕獲をする人)が異なる場合は、依頼者による記入と押印をお願いします。

3 添付書類(備考8)

(4)に記入した場所を示す図(住宅地図などに印した物等)と、

(7)に記入した用具を具体的に示す図面(用具の写真・設計図等)を必ず添付してください。なお、手取りはのときは不要です。

*許可証郵送ご希望の方は、簡易書留分切手を貼付した返信用封筒

場合によっては名古屋市長以外に許可申請していただくことがあります。不明点等がありましたら都市農業課までお問い合わせ下さい。